

【様式第1（その6の1） 実施計画書（導入予定表） 記載内容】

① 補助対象車両使用者：

- ・車検証上の「使用者の氏名又は名称」となる事業者名又は個人の場合は氏名を記載
- ・補助対象車両の使用者名（事業者名）を記載
- ・リース会社の申請時は貸渡し先名称を記載

補助対象車両

- ② 種類：注2 補助対象車両の対象箇所の左欄に○を記載
 ③ 区分：注3 補助対象車両の対象箇所の左欄に○を記載
 ④ 事業用・自家用：事業用・自家用のどちらかの左欄に○を記載

（車検証上の「自家用・事業用の別」に記載される内容）

- ⑤ 車名：注4「事前登録された補助対象車両情報」に記載されている車名を記入
 ⑥ 通称名：注4「事前登録された補助対象車両情報」に記載されている通称名を記入
 ⑦ 型式：注4「事前登録された補助対象車両情報」に記載されている型式を記入
 ⑧ バッテリーサイズ等：注5 バッテリーサイズ等で基準額が異なる場合は記入

導入計画

- ⑨ 営業所名：充電設備の申請を伴わない場合は「空欄」又は「未定」と記載
 ⑩ 営業所位置（使用本拠の位置・住所）：充電設備の申請を伴わない場合は「空欄」又は「未定」と記載

※充電設備の申請を伴う場合、「営業所名」、「営業所の位置」は車検証上の使用の本拠の位置の記載が必要ですが、完了実績報告書時に「営業所名」「使用本拠の位置」が交付申請時と異なる可能性がある場合

「未定」と記載。結果的に異なった場合、様式第5（計画変更承認申請書）の提出が必要

（1申請で複数台申請時、複数営業所になり得る場合は「未定」にて記載ください）

※充電設備を導入する場合、車両の営業所位置「使用本拠の位置」と充電設備の「設置場所」が一致していること及び車両の導入台数が充電設備の口数以上（車両数≥口数）であることが必要です

⑪ 導入計画台数（A）：注6 車名、型式、車の種類、区分が同じ車両、同じ値引額の申請台数を記載

※金額は全て消費税抜きの額を記載してください

⑫ (1)補助対象経費：注7 補助対象経費には車両の登録等にかかる諸経費、消費税、下取価格は含まない
 改造車両の場合、改造事業者が算出した改造に要する費用で当機構が承諾した経費
 補助対象経費：「導入車両（予定）の車両本体価格(a) + 「付属品(オプション)(b)」 — 「(a)+(b)の合計にかかる値引額」（諸経費、消費税は除く）

⑬ (2) 寄付金その他の収入：寄付金や自治体等の補助金の申請予定があればその合計額を記載

⑭ (3) 補助対象経費支出額（(1) - (2)）：⑫ - ⑬の金額を記載

⑮ (4) 基準額：注8 「事前登録された補助対象車両情報」に記載された基準額を記載

⑯ (5) 値引額：注9 値引額については、購入する車両メーカー・販売店に確認し記載する。値引がない場合は0円と記載する（値引額とは、事前に登録された車両本体価格から補助対象経費を減じた額とする）

⑰ (6) 値引額×係数：注10 係数は次の通りとする 電気自動車：2/3、プラグインハイブリッド自動車：1/2、燃料電池自動車又は水素内燃機開閉型自動車：3/4

(6) 値引額×係数の欄で円未満を切り捨てた金額を記載（(値引額×2)÷3）

⑱ (7) 基準額 - (値引額×係数) ((4) - (6))：注11 1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする

⑲ (8) 補助金交付申請額の算定 (B) (3)と(7)を比較して少ないほうの額 (3)が少ない場合1,000円未満を切り捨てて記載

⑳ (9) 交付申請額：注12 導入計画台数 (A) × (B) 改造車は環境省と協議の上算出

※ 同じ型式で事業用と自家用の両方を申請の場合は基準額が違うため、この様式は分けて記入すること

㉑ 抵当権設定の予定：抵当権の「有り」、「無し」のどちらかの左欄に○を記載

㉒ 本事業(補助対象車両の導入)に係る本補助金以外の国の補助金の交付又は交付申請の有無：

補助対象車両本体に対し国のほかの補助金を受けているかの有無、「有り」「無し」のどちらかの左欄に○を記載、自治体等（東京都など）の補助は国の補助ではないため「無し」に○を記載

※型式ごとに記入
 同じ型式を複数台申請する時、導入車両により「補助対象経費」が異なる場合はこの様式を分けて記入してください

様式第1（その6の1）
 商用車等の電動化促進事業(トラック)実施計画書(導入予定表)

※型式ごとに記入

補助対象車両使用者 (リースの場合は貸渡し先)	事業者名又は個人の場合は氏名 ^{注2}	①		
② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ 補助対象車両	種類 ^{注2}	BEV	PH-EV	FCV
	区分 ^{注3}	バッテリー交換式	水素内燃	改造車
	④	軽自動車(小型)	軽自動車(中型)	トラック
	⑤	トラック(小型)	トラック(中型)	トラック(大型)
⑥	事業用・自家用	事業用		自家用
⑦	車名 ^{注4}			
⑧	通称名 ^{注4}			
⑨	型式 ^{注4}	-		バッテリーサイズ等 ^{注5} ⑧
⑩	営業所名	営業所位置 (使用本拠の位置・住所)		⑩
⑪	令和7年度補正	導入車両(令和5年2月2日~令和5年4月15日)		
⑫	導入計画台数 ^{注6}	(A)		台
⑬	(1) 補助対象経費 ^{注7} (補助対象車両価格)	税抜き		円
⑭	(2) 寄付金その他の収入	税抜き		円
⑮	(3) 補助対象経費支出額(1)-(2)			円
⑯	(4) 基準額 ^{注8}			円
⑰	(5) 値引額 ^{注9}	税抜き		円
⑱	(6) 値引額×係数 ^{注10}			円 円未満切り捨て
⑲	(7) 基準額 - (値引額×係数) (4)-(6) ^{注11}			円 1,000円未満の端数切り捨て
⑳	(8) 補助金交付申請額の算定 (3)と(7)を比較して少ないほうの額	(B)	(3)と(7)を比較して少ないほうの額	円
㉑	(9) 交付申請額 ^{注12}	(A) × (B)		円
㉒	抵当権設定の予定	有り		無し
本事業(補助対象車両の導入)に係る本補助金以外の国の補助金の交付又は交付申請の有無		有り		無し

注1 官公庁、地方公共団体、大学、研究機関等は、その名称を記入

注2 BEV:電気自動車、PH-EV:プラグインハイブリッド自動車、FCV:燃料電池自動車

注3 補助対象車両の区分における大型・中型・小型とは
 大型車 車両総重量(GVW)12t超
 中型車 車両総重量(GVW)7.5t超12t以下
 小型車 車両総重量(GVW)2.5t超7.5t以下

注4「事前登録された補助対象車両情報」に記載されている車名、通称名、型式であること

注5 バッテリーサイズ等で基準額が異なる場合は記入する

注6 車名、型式、車の種類、区分(以下区分等という。)が同じ車両、同じ値引額の申請台数を記載
 なお、種類等が異なる場合は、本様式(様式第1(その6の1))を複数枚記載して添付する

注7 補助対象経費には車両の登録等にかかる諸経費、消費税、下取(下取)価格は含まない

改造車両の場合、改造事業者が算出した改造に要する費用で当機構が承諾した経費

注8 基準額「事前登録された補助対象車両情報」に記載された基準額

注9 値引額については、購入する車両メーカー・販売店に確認し記載する。値引がない場合は0円と記載する
 (値引額は、事前に登録された車両本体価格から補助対象経費を減じた額とする)

注10 係数は次の通りとする 電気自動車:2/3、プラグインハイブリッド自動車:1/2、燃料電池自動車又は水素内燃機開閉型自動車:3/4

注11 1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする

注12 交付申請額=導入計画台数(A)×(B) 改造車は環境省と協議の上算出

※ 同じ型式で事業用と自家用の両方を申請の場合は基準額が異なるため、この様式は分けて記入すること